# 令和2年度

# 市町村土地開発公社の現況



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

彩の国



👺 埼玉県

# 目 次

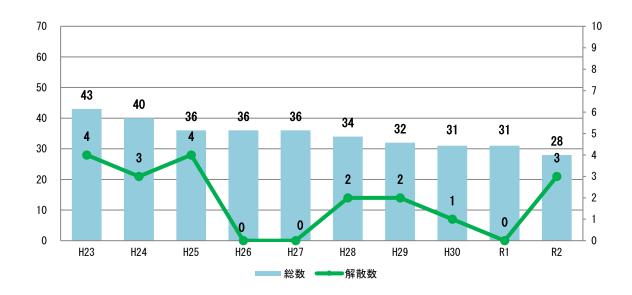
1	公社数	すの	推移	; · ·	• •	• •	• •	• •	٠.	• •	• •	• •	•	•		٠.	•	٠.	٠	• •	•	 •	 ٠.	•	•	• •	•	• •	٠	• •	•	 •	• 1
2	土地取	7 得	の状	沈	٠.	٠.	٠.	٠.									•	٠.					 				•					 	. 3
3	土地処	₽分	の状	況	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.									٠.					 								•	 	- 4
4	保有土	- 地	の状	沈	٠.	٠.	٠.	٠.															 				•				. •	 	- 5
5	長期保	<b>早</b> 有	土地	g Ø	状	況	٠.	٠.									•	٠.					 								. •	 	. 6
6	供用済	土	地、	未	収	金	の	状	況							٠.	•	٠.					 								. •	 	. 8
7	決算の	状	況·		٠.	٠.	٠.	٠.	٠.														 				•				. •	 	- 9
8	財政的	りり	スク	の	状	況	٠.	٠.								٠.	•	٠.					 								. •	 	10
9	土地開	見発	公社	: 経	営	健	全	化	対	策	σ,	り	<u>ځ</u> ک	兄			•	٠.					 								. •	 	11
10	(資料	4)	市町	村	別	土	地	開	発	公	· 社	Ŀσ.	<u> </u>	<b>犬</b> :	況	_	賢	į.				 										 	41

# 本書の見方

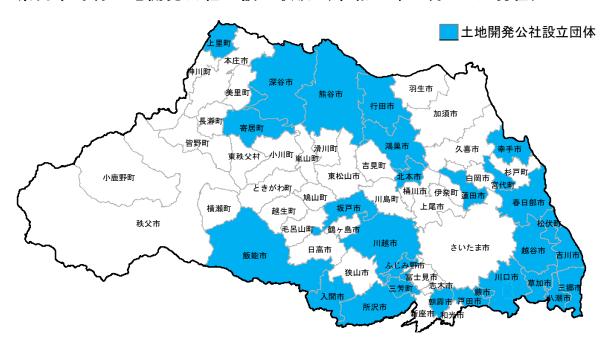
- 〇 調査時点は、令和3年3月31日現在です。
- 金額は百万円単位で、面積はm<sup>°</sup>単位です。四捨五入による端数処理をして いるため、各表の数値の合計が一致しない場合があります。
- 公社名の表記は、名称中の「土地開発公社」を省略して、設立市町村名により表記しています。

# 1 公社数の推移

県内の市町村土地開発公社(以下「公社」という)の総数は、令和3年3月末時点で28公社(市23公社、町5公社)である。前年度に比べて3公社減少した。



### 〇 県内市町村土地開発公社の設立状況 (令和3年3月31日現在)



#### 〇 設立状況

		名	称	設立の 許可年月日	設立の 登記年月日		寸	
Ш	越	市	土地開発公社	S49.8.22	S49.8.31	Ш	越	市
熊	谷	市	土地開発公社	S48.3.20	S48.3.23	熊	谷	市
Ш	П	市	土地開発公社	S49.3.20	S49.4.1	Ш		市
行	田	市	土地開発公社	S54.9.29	S54.10.1	行	田	市
所	沢	市	土地開発公社	S49.3.20	S49.4.1	所	沢	市
飯	能	市	土地開発公社	S48.8.28	S48.9.6	飯	能	市
春	日 部	市	土地開発公社	S49.3.20	S49.4.1	春	日 部	市
鴻	巣	市	土地開発公社	S48.3.29	S48.4.2	鴻	巣	市
深	谷	市	土地開発公社	S49.8.22	S49.8.30	深	谷	市
草	加	市	土地開発公社	S48.8.30	S48.9.18	草	加	市
越	谷	市	土地開発公社	S49.5.20	S49.6.1	越	谷	市
蕨		市	土地開発公社	S49.7.20	S49.8.1	蕨		市
戸	田	市	土地開発公社	S49.8.16	S49.8.28	戸	田	市
入	間	市	土地開発公社	S49.3.20	S49.4.1	入	間	市
朝	霞	市	土地開発公社	S49.3.20	S49.4.1	朝	霞	市
北	本	市	土地開発公社	S49.3.20	S49.4.1	北	本	市
八	潮	市	土地開発公社	S48.3.29	S48.3.29	八	潮	市
Ξ	郷	市	土地開発公社	S48.3.29	S48.4.2	Ξ	郷	市
蓮	田	市	土地開発公社	S49.8.22	S49.8.31	蓮	田	市
坂	戸	市	土地開発公社	S49.8.26	S49.8.31	坂	戸	市
幸	手	市	土地開発公社	S49.3.5	S49.4.1	幸	手	市
吉	Щ	市	土地開発公社	S49.8.26	S49.9.26	吉	Щ	市
ふ	じみ野	市	土地開発公社	S49.4.1	S49.4.10	ふ	じみ野	市
Ξ	芳	町	土地開発公社	S48.3.29	S48.3.31	Ξ	芳	町
上	里	町	土地開発公社	S48.5.15	S48.5.31	上	里	町
寄	居	町	土地開発公社	S49.8.22	S49.8.24	寄	居	町
宮	代	町	土地開発公社	S60.3.28	S60.4.9	宮	代	町
松	伏	町	土地開発公社	S49.3.5	S49.3.14	松	伏	町

# 〇 解散状況

平成 15 年度 妻 沼 町 ( 合 併 )

秩父市、岩槻市(合併)、久喜市、栗橋町(合併)、岡部町(合併) 平成 16 年度

平成 17 年度 吹上町 (合併)、児玉町 (合併)、大井町 (合併)、川本町 (合併)、菖蒲町 (合併)、昭和町 (合併)

平成 18 年度 大利根町 (合併)

平成 20 年度 志木市

平成 21 年度 騎西町 (合併)、鷲宮町 (合併)

鳩ヶ谷市(合併)、毛呂山町、越生町、比企 平成 23 年度

平成 24 年度

加須市、日高市、杉戸町本庄市、羽生市、新座市、小鹿野町上尾市、富士見市 平成 25 年度

平成 28 年度

和光市、伊奈町 平成 29 年度

平成 30 年度 鶴ヶ島市

令和2年度 狭山市、桶川市、白岡市

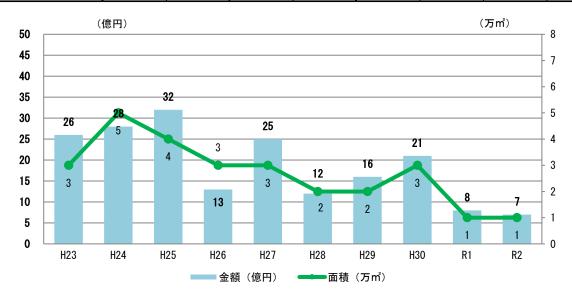
# 2 土地取得の状況

令和 2 年度では、6 公社において、簿価 6 億 6,700 万円(前年度比△1 億 7,800 万円、△21.1%)、面積 9,243 ㎡(前年度比+3,943 ㎡、+74.4%)の土地を取得した。

# 土地取得の状況

(単位:百万円、m<sup>2</sup>)

区分	令和2	生度	令和え	<del>-</del> 年度	差引増減							
区方	金額	面積	金額	面積	金額	増減率	面積	増減率				
公有地取得事業用地	667	9, 243	845	5, 300	△ 178	△21.1%	3, 943	74. 4%				
土地造成事業用地	0	0	0	0	0	0. 0%	0	0.0%				
合計	667	9, 243	845	5, 300	△ 178	△21.1%	3, 943	74. 4%				



# 〇 各公社の取得状況

(単位:百万円)

公社名	金額
所沢市	208
川越市	136
三芳町	118
戸田市	88
川口市	64
草加市	53
合計	667

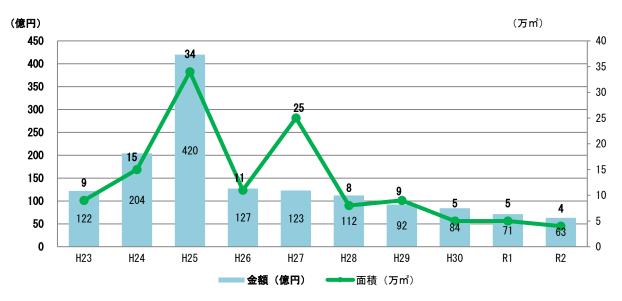
# 3 土地処分の状況

令和 2 年度では、15 公社において、簿価 63 億 1,700 万円(前年度比△7 億 4,100 万円、△10.5%)、面積 36,135 ㎡(前年度比△12,565 ㎡、△25.8%)の土地を処分した。

#### 土地処分の状況

(単位:百万円、m<sup>2</sup>)

	令和2	年度	令和え	年度	差引増減								
区分	金額	面積	金額	面積	金額	増減率	面積	増減率					
公有地取得事業用地	6, 317	36, 135	7, 058	48, 700	△ 741	△10.5%	△ 12, 565	△25.8%					
土地造成事業用地	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%					
合計	6, 317	35, 788	7, 058	48, 700	△ 741	△10.5%	△ 12, 912	△26.5%					



# 〇 各公社の処分状況

(単位:百万円)

			(
公社名	金額	公社名	金額
ふじみ野市	1, 846	蕨市	256
越谷市	1, 238	戸田市	219
川口市	1, 123	所沢市	116
草加市	414	川越市	113
飯能市	321	三芳町	38
春日部市	294	入間市	26
狭山市	293	上里町	16
		桶川市	3
		合計	6, 317

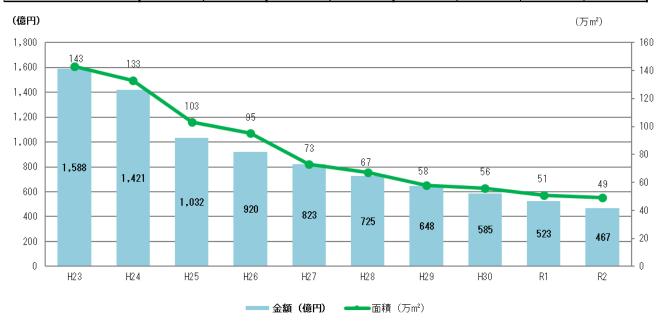
# 4 保有土地の状況

令和 2 年度末時点で、簿価 466 億 6,900 万円(前年度比 $\triangle$ 56 億 3,200 万円、 $\triangle$ 10.8%)、面積 486,899 ㎡(前年度比 $\triangle$ 26,892 ㎡、 $\triangle$ 5.2%)の土地を保有している。

#### 保有土地の状況

(単位:百万円、m<sup>2</sup>)

区分	令和2年	∓度末	令和元	年度末		差引	増減	
区刀	金額	面積	金額	面積	金額	増減率	面積	増減率
公有地取得事業用地	46, 669	486, 899	52, 301	513, 791	△ 5, 632	△10.8%	△ 26,892	△5.2%
土地造成事業用地	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%
合計	46, 669	486, 899	52, 301	513, 791	△ 5, 632	△10.8%	△ 26,892	△5.2%



# 〇 各公社の保有土地の状況

(単位:百万円)

公社名	金額	公社名	金額
川越市	8, 395	飯能市	1, 171
春日部市	6, 439	吉川市	749
越谷市	5, 983	鴻巣市	386
川口市	5, 842	松伏町	362
戸田市	4, 311	八潮市	361
草加市	3, 067	入間市	228
蕨市	2, 595	三芳町	210
幸手市	2, 477	所沢市	174
坂戸市	2, 317	宮代町	128
三郷市	1, 446	深谷市	28
		合計	46, 669

# 5 長期保有土地の状況

令和 2 年度末時点で、5 年以上保有土地は、簿価 431 億 5,200 万円(前年度比Δ 43 億 7,600 万円、Δ9.2%)、面積 445,608 ㎡(前年度比Δ22,792 ㎡、Δ4.9%)である。

10年以上保有土地\*\*1は、簿価 412億 2,500万円(前年度比△51億 2,300万円、 △11.1%)、面積 423,107㎡(前年度比△26,493㎡、△5.9%)である。

保有土地全体に占める 5 年以上保有土地の割合は 92.5% (簿価ベース)、10 年以上保有土地の割合は 88.3% (簿価ベース) であり、保有土地全体の大部分を長期保有土地が占めている。

※1 10年以上保有土地:5年以上保有土地の内数

#### 〇 5年以上保有土地の状況

(単位:百万円、m<sup>3</sup>、%)

										, I I	T . H // 1/	,		
区分		令和2	年度			令和元	年度末		差引増減					
<b>运</b> 力	金額	長期保有割合	面積	長期保有割合	金額	長期保有割合	面積	長期保有割合	金額	増減率	面積	増減率		
公有地取得事業用地	43, 152	92.5%	445, 608	91.5%	47, 528	90.9%	468, 400	91.2%	△ 4, 376	△9.2%	△ 22, 792	△4.9%		
土地造成事業用地	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0%	0	0.0%		
合計	43, 152	92.5%	445, 608	91.5%	47, 528	90.9%	468, 400	91.2%	△ 4, 376	△9.2%	△ 22, 792	△4.9%		

※長期保有割合:保有土地全体に占める5年以上保有土地の割合

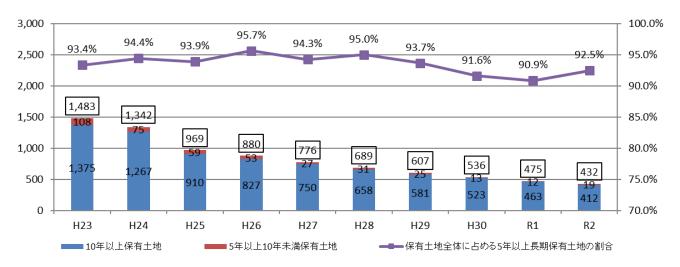
### 〇 10年以上保有土地の状況

(単位:百万円、㎡、%)

区分		令和2	生度			令和元	年度末		差引増減					
<b>ム</b> ガ	金額	長期保有割合	面積	長期保有割合	金額	長期保有割合	面積	長期保有割合	金額	増減率	面積	増減率		
公有地取得事業用地	41, 225	88.3%	423, 107	86.9%	46, 348	88.6%	449, 600	87.5%	△ 5, 123	△11.1%	△ 26, 493	△5.9%		
土地造成事業用地	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
合計	41, 225	88.3%	423, 107	86.9%	46, 348	88.6%	449, 600	87.5%	△ 5, 123	Δ11.1%	△ 26, 493	△5.9%		

※長期保有割合:保有土地全体に占める10年以上保有土地の割合

(億円)



※グラフは金額ベース

# O 各公社の長期保有土地の状況

(単位:百万円、%)

公社名	5年以上(金額)	長期保有割合	公社名	5年以上(金額)	長期保有割合
春日部市	6, 439	100.0	三郷市	1, 446	100.0
越谷市	5, 983	100.0	飯能市	1, 171	100.0
川口市	5, 778	98. 9	吉川市	749	100.0
川越市	5, 730	68. 3	鴻巣市	386	100.0
戸田市	4, 013	93. 1	松伏町	362	100.0
草加市	2, 970	96. 8	八潮市	352	97. 5
蕨市	2, 595	100.0	入間市	228	100.0
幸手市	2, 477	100.0	宮代町	128	100.0
坂戸市	2, 317	100. 0	深谷市	28	100.0
			合計	43, 152	92.5%

※長期保有割合:各公社における保有土地全体に占める5年以上保有土地の割合

# 6 供用済土地、未収金の状況

令和2年度末時点で、供用済土地<sup>※1</sup>は2億円(前年度比△9億7,000万円、△82. 9%)である。未収金<sup>※2</sup>はなし。

土地開発公社が取得した土地について、地方公共団体が、災害復旧等真にやむを得ない場合を除き、買い取ることなく供用開始することや、買取りに要した費用を長期にわたり繰り延べることは、土地開発公社の健全な運営を図る観点からも、地方公共団体の財政運営等からも不適切である\*\*3。

※1 供用済土地:公社が土地所有権を有した状態のまま、設立市町村が最終利用目的で供用開始している土地

※2 未収金:土地所有権が設立市町村等依頼者に移転されたものの、公社に支払われていない土地購入代金

※3 昭和47年8月28日付け建設省都市局長・自治大臣官房長通知

(単位:百万円)

	令和2年度末	令和元年度末	差引増減	増減率
供用済土地	200	1, 170	△ 970	△82.9%
未収金	0	0	0	0.0%

(百万円)



#### 〇 各公社の供用済土地の状況

(単位:百万円)

公社名	金額
幸手市	200
合計	200

# 7 決算の状況

令和2年度決算について、損益計算書では、当期利益が2,100万円(前年度比+6億3,700万円、+103.4%)であり、設立団体による買戻しが多かったことによる。貸借対照表では、資産総額が524億400万円(前年度比△54億7,600万円、△9.5%)であり、保有土地の処分が進んでいる。

# 〇 損益計算書

(単位:百万円、%)

区分		令和2年度	令和元年度	増減	増減率
事業収益	Α	6, 425	6, 527	△ 102	△1.6%
事業原価	В	6, 316	7, 058	△ 742	△10.5%
事業総利益又は事業総損失 A-B	С	109	△ 531	640	120. 5%
販売費及び一般管理費	D	118	122	△ 4	△3.3%
事業利益又は事業損失 C-D	Е	△ 9	△ 653	644	98. 6%
事業外収益	F	109	122	△ 13	△10.7%
事業外費用	G	71	75	△ 4	△5.3%
経常収益又は経常損失 E+F-G	Н	29	△ 606	635	104. 8%
特別利益	I	0	0	0	_
特別損失	J	8	9	Δ 1	△11.1%
当期利益又は当期損失 H+I-J	K	21	△ 616	637	103.4%

# 〇 貸借対照表

# 令和2年度

資産	負債	
52, 404	39, 847	76. 0%
	資本 12, 557	24. 0%

#### 令和元年度

1-18-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_
資産	負債	
57, 880	45, 346	78. 3%
	資本 12, 534	21. 7%

# 8 財政的リスクの状況

地方公共団体が土地開発公社の債務について行う債務保証等は、将来的には その一部又は全部を負担する可能性を有するものである。特に、多額の債務保 証等を行う土地開発公社が経営破たんした場合には、当該地方公共団体は巨額 の債務(財政負担)を負うというリスクが存在する。

土地開発公社においては、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含めて取り扱うことを基本とする(①実質的に債務超過である法人)。

また、地方公共団体が土地開発公社に対して行う債務保証等及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準(市町村は11.25%~15%)に達している場合には、多大な財政的リスクを有するものとして取り扱うことが適当である(②地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人)。

(単位:百万円、%)

公社名		地方公共団体における 債務保証等※1合計額B		A/C (①) *2	B/C (②) *2	実質赤字比率の 早期健全化基準
蕨市	2, 595	2, 595	14, 867	17. 5%	17. 5%	12. 79%
春日部市	6, 439	6, 439	44, 837	14. 4%	14. 4%	11.35%
川越市	5, 293	7, 681	65, 885	8. 0%	11. 7%	11. 25%

※1 債務保証等:地方公共団体における損失補償、債務保証及び短期貸付け

※2 ① ≥ 10%、② ≥ 実質赤字比率の早期健全化基準に該当する団体を網掛けにしています。

# 9 土地開発公社経営健全化対策の状況

国では、平成 25 年度から「第 3 次土地開発公社経営健全化対策」として、地方 財政措置を講じるなどして、公社の経営健全化に取り組んできた(P. 12 参照)。

県では、国の公社経営健全化対策で対象とならない団体についても積極的に対策を講じるため、「埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策」を定め、「埼玉県ふるさと創造貸付金」の貸付による支援を行っている(P.15 参照)。

さらに、国では、平成30年度から財政的リスクを有する第三セクター等(土地開発公社含む)と関係を有する地方公共団体について、「第三セクター等の経営健全化方針」の策定を要請し、経営健全化に取り組んでいる(P.19参照)

#### 県内市町村における土地開発公社経営健全化対策に係る取組一覧

1 第3次土地開発公社経営健全化対策に基づく計画(国計画)を策定して取り組む団体

No.	設立団体名	計画期間	内 容
1	蕨市	平成25~令和3年度	計画期間内に保有簿価を46億円解消予定
2	戸田市	平成25~29年度	" 46億円解消し達成
3	八潮市	平成25~29年度	"19億円解消し達成

- ※公社経営健全化の達成目標はP. 14参照
- ※目標達成した団体を網掛けにしています。
- 2 埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策に基づく計画(県計画)を策定して取り組む団体

No.	設立団体名	計画期間	内 容
1	川越市	平成26~30年度	計画期間内に保有簿価を 27億円解消し達成
2	川口市	平成25~令和4年度	<b>" 372億円 "</b>
3	飯能市	平成24~令和3年度	<b>//</b> 33億円 //
4	春日部市	平成25~令和9年度	" 68億円解消予定
5	上尾市	平成24~28年度	計画期間内に保有簿価を 53億円解消し解散
6	三郷市	平成25~29年度	ル 11億円解消し達成
7	坂戸市	平成25~令和4年度	// 18億円解消予定
8	吉川市	平成25~令和4年度	計画期間内に保有簿価を 29億円解消し達成
9	ふじみ野市	平成25~令和2年度	計画期間内に保有簿価を 24億円解消し解散
10	上里町	平成25~30年度	ル 9億円解消し達成
11	松伏町	平成25~30年度	<b>" 3億円 "</b>
12	鶴ヶ島市	平成23~25年度	計画期間内に保有簿価を 14億円解消し解散
13	和光市	平成21~令和元年度	計画期間内に9億円の未収金を解消し解散

- ※公社経営健全化の達成目標はP. 17参照
- ※目標達成した団体を網掛けにしています。
- 3 第三セクター等経営健全化方針を策定し取り組む団体

No.	設立団体名	計画期間	内	容	
1	川越市	平成31~令和5年度	計画期間内に保有簿価を	· 19億円解	消予定
2	春日部市	平成25~令和9年度	<i>II</i>	68億円	<i>''</i>
3	越谷市	平成26~令和5年度	<i>''</i>	148億円	<i>''</i>
4	蕨市	平成25~令和3年度	<i>II</i>	46億円	<i>II</i>

<sup>※</sup>春日部市は県計画、蕨市は国計画と同様です。

# ※ 総務省土地開発公社経営健全化対策の概要

#### 〇1次対策・2次対策について

1 根拠規定

土地開発公社経営健全化対策について

(総行地第142号・総財地第266号 平成16年12月27日付け総務事務次官通知) (総行地第12号・総財地第9号 平成20年2月6日付け総務省自治行政局 地域振興課長・地方債課長通知)

#### 2 対象団体

(1)第一種経営健全化団体

平成 15・16 年度末又は平成 18 年度末(以下「基準年度末)という。」に保有する債務保証等対象土地の簿価総額を、同年度の設立・出資団体の標準財政規模で除した数値が 0.5 以上、又は 5 年以上保有土地の簿価について同様に算出した数値が 0.2 以上の土地開発公社

(2) 第二種経営健全化団体

上記の数値がそれぞれ 0.25 以上、又は 0.1 以上の土地開発公社

(3) 第三種経営健全化団体

次のいずれかに該当する土地開発公社

イ 遊休土地の取得及び用途変更により土地の活用を図ろうとする土地開発公社

- ロ 「供用済土地」を有する土地開発公社
- ハ 「土地売却未収金」がある土地開発公社

#### 3 公社経営健全化団体の指定

(1) 公社経営健全化団体の指定

設立・出資団体の長が公社経営健全化計画を策定し、県知事に提出する。県知事は、その内容が適当であると認めるときは、計画提出団体を公社経営健全化団体として指定することができる。

- (2) 公社経営健全化団体の指定を受けた団体
- ① 計画年度 平成 17 年度~平成 21 年度 熊谷市·新座市
- ② 計画年度 平成 18 年度~平成 22 年度 川口市・飯能市・蕨市・戸田市・桶川市
- ③ 計画年度 平成 20 年度~平成 24 年度 所沢市
- 4 公社経営健全化の目標

次の全てを達成させること

(1) 債務保証等対象土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規

模で除した数値を 0.25 以下とする。又は 0.25 以上低下させること。

(第三種経営健全化公社では、設立・出資団体が定める目標値を達成すること。)

(2)債務保証等対象土地で5年以上保有土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除した数値を 0.1 以下とする。又は 0.1 以上低下させること。

(第三種経営健全化公社では、設立・出資団体が定める目標値を達成すること。)

- (3) 供用済土地及び設立・出資団体への土地売却未収金を解消すること。
- (4) その用途が明確でない土地を解消すること。
- 5 公社経営健全化団体に対する財政措置
  - (1) 地方債による措置
  - ① 供用済土地を公社から取得する場合、一般単独事業債・一般事業(その他(その他)) 等による起債対象とする。
  - ② 民間事業者への貸付により有効活用を図ることを目的として公社から土地を取得する場合、一般単独事業債・一般事業(その他(その他))等による起債対象とする。
  - ③ 公社から土地を取得する場合、その保有期間にかかわらず、公共用地先行取得等事業による起債対象とする(第一種、又は第二種経営健全化公社のみ。)。
  - ④ 債務保証等対象土地に係る資金について利子補給を行う場合、原資の全額を一般単独事業債・一般事業(貸付金)による起債対象とする(第一種、又は第二種経営健全化公社のみ。)。
  - (2) 特別交付税による措置 (第一種経営健全化公社のみ)
  - ① 上記③に係る地方債の利子支払額の 1/2 に相当する額(上限 2%)
  - ② 上記④に係る地方債の利子支払額の 1/4 に相当する額(上限 1%)
  - ③ 無利子貸付に係る資金調達に係る利子の 1/4 に相当する額(上限 1%)

# 〇3次対策について

1 根拠規定

土地開発公社経営健全化対策について

(総行地第9号・総財公第18号 平成25年2月28日付け総務副大臣通知)

- 2 対象団体
  - (1) 第一種経営健全化団体

平成 23 年度末(以下「基準年度末)という。」に保有する債務保証等対象土地の 簿価総額を、同年度の設立・出資団体の標準財政規模で除した数値が 0.4 以上、又 は保有期間が 5 年以上である債務保証等対象土地の簿価総額を同様に算出した数値 が 0.2 以上の土地開発公社

(2) 第二種経営健全化団体

上記の数値がそれぞれ 0.2 以上、又は 0.1 以上の土地開発公社

- 3 公社経営健全化団体の指定
  - (1) 公社経営健全化団体の指定

設立・出資団体の長が公社経営健全化計画を策定し、県知事に提出する。県知事は、その内容が適当であると認めるときは、計画提出団体を公社経営健全化団体として指定することができる。

- (2) 公社経営健全化団体の指定を受けた団体
- ① 計画年度 平成 25 年度~平成 29 年度 戸田市・八潮市
- ② 計画年度 平成 25 年度~令和 3 年度 蕨市
- 4 公社経営健全化の目標

次の全てを達成させること

- (1)原則として平成29年度(以下「目標年度」という。)までに、債務保証等対象土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値を0.2以下とする。
- (2) 目標年度までに、債務保証等対象土地であって5年以上保有土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値を0.1以下とする。
- (3) 供用済土地及び設立・出資団体への土地売却未収金を解消すること。
- 5 公社経営健全化団体に対する財政措置
  - (1) 地方債による措置
  - ① 公社の保有する債務保証等対象土地を取得する場合、その保有期間にかかわらず、 公共用地先行取得等事業による起債対象とする。
  - ② 土地開発公社に対して無利子貸付を行う場合、無利子貸付に係る貸付金は一般単独事業債・一般事業(貸付金)による起債対象とする。
  - ③ 供用済土地を公社から取得する場合、普通会計分については、一般単独事業債・一般事業(その他(出資金・貸付金、負担金以外))による起債対象となり、公営企業会計分については、各事業債による起債対象とする。
  - ④ 民間事業者への貸付により有効活用を図ることを目的として公社から債務保証等対象土地を取得する場合、一般単独事業債・一般事業(その他(出資金・貸付金、負担金以外))による起債対象とする。
  - (2) 特別交付税による措置(第一種経営健全化公社のみ)
  - ① 上記①に係る地方債の利子支払額の 1/2 に相当する額(上限 2%)
  - ② 上記②に係る地方債の利子支払額の 1/4 に相当する額(上限 1%)
  - ③ 対象土地の保有に係る資金について利子補給する場合、利子補給に要した費用の 1/4 に相当する額 (上限 1%)

# ※ 埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策について

市 第 9 5 6 - 1 号 平成 2 5 年 8 月 2 9 日

関係市町村長 様 (土地開発公社担当課扱い)

埼玉県企画財政部地域政策局長

### 埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策について

土地開発公社(以下「公社」という。)の経営健全化については、総務省から「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(平成21年6月23日付総財公第95号総務省自治財政局長通知)により、公社の存廃を含めた抜本的改革を5年間で集中的に行うべきとされており、また、「土地開発公社経営健全化対策について」(平成25年2月28日付総行地第9号・総財公第18号総務副大臣通知)により「土地開発公社健全化対策措置要領」が通知されています。

本県においても、公社の経営健全化を進めるため、平成15年3月に「土地開発公社経営健全化指針」(以下「旧指針」という。)を策定するとともに、「埼玉県ふるさと創造貸付金」を活用した将来事業化が見込まれる用途が明確でない土地及び供用済土地の解消を推進してきましたが、このたび、公社のより一層の健全化を推進するため、「埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策」を策定することとしました。

各市町村においては、本対策に積極的に取り組んでいただき、設立団体として公社の 経営健全化に取り組まれますようお願いします。

また、旧指針は廃止とします。ただし、旧指針に基づく計画が本対策の達成目標以上の計画である場合には、当該計画を本対策で策定を求める計画とみなすこととします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

市 第 9 5 6 - 2 号 平成 2 5 年 8 月 2 9 日

関係市町村土地開発公社理事長 様

埼玉県企画財政部地域政策局長

### 埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策について

土地開発公社(以下「公社」という。)の経営健全化については、総務省から「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(平成21年6月23日付総財公第95号総務省自治財政局長通知)により、公社の存廃を含めた抜本的改革を5年間で集中的に行うべきとされており、また、「土地開発公社経営健全化対策について」(平成25年2月28日付総行地第9号・総財公第18号総務副大臣通知)により「土地開発公社健全化対策措置要領」が通知されています。

本県においても、公社の経営健全化を進めるため、平成15年3月に「土地開発公社経営健全化指針」(以下「旧指針」という。)を策定するとともに、「埼玉県ふるさと創造貸付金」を活用した将来事業化が見込まれる用途が明確でない土地及び供用済土地の解消を推進してきましたが、このたび、公社のより一層の健全化を推進するため、「埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策」を策定することとしました。

各公社においては、本対策の内容を十分に御理解の上、設立市町村との連携・協力を 図りながら公社の経営健全化に取り組まれるようお願いします。

また、旧指針は廃止とします。ただし、旧指針に基づく計画が本対策の達成目標以上の計画である場合には、当該計画を本対策で策定を求める計画とみなすこととします。

# 埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策

平成25年8月29日 市第956号

#### 1 目的

本県では、平成15年3月24日付市第2101号「土地開発公社経営健全化指針」(以下、「旧指針」という。)を策定するとともに「埼玉県ふるさと創造貸付金」を活用した土地開発公社(以下、「公社」という。)の経営健全化策を講じてきた。

しかし、県内の市町村公社の簿価総額は、平成23年度末現在、全国最大の 簿価総額であり、公社の経営健全化をさらに進めていかなければならない。

国は、平成25年度までの時限措置として「第三セクター等改革推進債」を設けるとともに、平成25年2月28日付総行地第9号・総財公第18号「土地開発公社経営健全化対策」(以下、「国第3次対策」という。)を定め、市町村公社のより健全化を推進している。

しかしながら、本県では標準財政規模が大きいため、多額の公社保有土地があっても国第3次対策の対象とならない市町村公社がある。こうした市町村についても、積極的に対策を行っていく必要があるため、旧指針を廃止して、「埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策」を策定し、市町村財政健全化をさらに進めていく。

#### 2 対象団体及び達成目標

#### (1) 対象団体

下記のいずれかに該当する公社を設立した市町村については、「土地開発公 社経営健全化計画」(以下、「計画」という。)を策定する。

ただし、国第3次対策を策定している市町村は除く。

なお、旧指針に基づく計画や市町村独自計画が、この対策の2 (2) に規定する達成目標以上の目標を定めた計画であると認められるときは、当該計画をこの対策の5の規定により承認したものとみなす。

- ①計画策定年度の前年度(以下、「基準年度」という。)末時点において市 町村の標準財政規模に対して、5年以上保有土地の簿価総額の割合が10 %以上の公社
- ②基準年度末時点において供用済土地がある公社
- ③基準年度末時点において未収金がある公社

#### (2) 達成目標

標準財政規模に対する公社の5年以上保有土地の簿価総額割合を10%以下にする。供用済土地又は未収金がある公社については、その土地又は未収金を全て解消する。

### 3 計画の期間

計画は、策定年度から原則10年以内とする。

#### 4 計画策定項目

※別添様式「土地開発公社経営健全化計画書」に基づき、下記の項目について作成すること。

- 第1 経営健全化の期間
- 第2 経営健全化の基本方針
- 第3 経営健全化計画実施のための体制 (委員会等名称、構成メンバー等)
- 第4 各年度の用地取得・処分・保有計画
- 第5 用途が明確でない土地明細書
- 第6 5年以上保有土地明細書
- 第7 供用済土地明細書
- 第8 未収金明細書
- 第9 割賦支払明細書
- 第10 位置図

#### 5 計画の承認等

計画は、対象団体の市町村長が作成する。また、新たに対象団体となった市町村については、原則として対象となった年度の11月末までに知事に計画を提出する。

計画の提出を受けた知事は、その内容が適当であると認めるときは、計画を 承認する。

#### 6 計画策定市町村への県の支援

承認を受けた計画に基づく、以下の土地の買い戻しについては、「埼玉県ふるさと創造貸付金」の対象とし、早期の公社の経営健全化を図る。

- ①買い戻し後10年以内(買い戻し年度を含む)の事業化が見込まれる土地
- ②供用済土地

#### 7 計画の実績報告

計画期間中における当該団体の取組状況について、毎年度別添「実績報告書」により県へ報告する。

#### 8 計画の変更

当該団体の取組は、災害その他特別の事情がある場合には計画を変更することができる。この場合において、市町村長は知事に変更された計画を提出し、変更した計画の提出を受けた知事は、その内容が適当であると認めるときは、計画を承認する。

#### 9 計画の承認取消し

計画期間中において、当該団体の取組が計画に定めた経営健全化の取組に著しく反していると認められるとき、知事は計画の承認を取り消すことができる。

# 第三セクター等の経営健全化方針の策定について(総務省通知)

総 財 公 第 2 6 号 平成30年2月20日

各都道府県担当部長 (都道府県第三セクター等担当課扱い) (市区町村第三セクター等担当課扱い) 各指定都市担当局長 (第三セクター等担当課扱い)

総務省自治財政局公営企業課長

### 第三セクター等の経営健全化方針の策定について

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等(第三セクター及び地方公社(注))は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、総務省では、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知)及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」(平成26年8月5日付け総財公第102号自治財政局長通知)(以下「大臣通知等」という。)により、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むこと、特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことを要請しているところです。

これを受け、総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有する財政的なリスクの状況に係る調査を実施してきたところであり、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等が相当数見受けられます。

こうした状況を踏まえ、これらの第三セクター等と関係を有する地方公共団体にあっては、引き続き、大臣通知等に基づき、財政的なリスクの計画的な解消に向けて、一層の経営健全化に取り組むことが必要です。

さらに、「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」(平成 29 年 12 月 21 日 経済財政諮問会議決定)においても、第三セクター等については、財政的リスク 状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を 推進することとされているところです。

つきましては、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を 有する地方公共団体におかれては、下記に御留意の上、抜本的改革を含む経営健 全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化のための方針(以下「経営 健全化方針」という。)を速やかに策定し、公表していただきますようお願いしま す。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対しても、 この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項(技術的な助言)に基づくものです。

(注)本通知において、「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出えん(以下単に「出資」という。)を行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。)並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとします。

記

#### 1. 策定する経営健全化方針の内容

各地方公共団体は、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」(平成26年8月5日付け総財公第102号総務省自治財政局長通知)における「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(以下「指針」という。)に留意しながら、法人ごとに以下の事項を盛り込んだ経営健全化方針を策定することが求められる。

また、経営健全化方針の様式例を別添のとおり作成しているので、方針の策定に当たって参考とされたい。

#### (1) 法人の概要

(2)経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与 法人の経営状況、財政的なリスク(下記2の(1)から(4)までのいず れかのことをいう。以下同じ。)の現状、財政的なリスクが高くなった要因な どを分析すること。

また、これまでの地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況などの関与についても盛り込むこと。

(3) 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討 指針の別紙2に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討の フローチャート」の手順により検討を行うこと。

(4) 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

法人自らによる経営健全化のための具体的な対応や地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応を記載すること。

対応の記載に当たっては、財政的なリスクを解消させるまでの具体的なスケジュールを立てること。ただし、今後5年間で財政的なリスクを解消できない場合には、その理由と今後5年間で財政的なリスクをどのように改善していくか明記すること。

#### (5) その他必要な事項

#### 2. 策定する必要がある地方公共団体

指針の第3において、特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討することが強く求められている。

第三セクター等の中で、地方公共団体が出資(原則として 25%以上)を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体は、経営健全化方針を策定するものとする。なお、平成 31 年 3 月 31 日までに当該法人の整理(売却・清算)を予定している場合は対象外とする。

- (1)債務超過法人
- (2) 実質的に債務超過である法人

事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人。

なお、土地開発公社においては、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含めて取り扱うことを基本とする。

(3) 地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人

一つの目安として、地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、 債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体 の実質赤字の早期健全化基準の水準(標準財政規模と比較して都道府県は 3.75%、市町村は11.25%~15%)に達している場合には、多大な財政的リス クを有するものとして取り扱うことが適当である。

(4) その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を 勘案し、経営健全化の取組が必要である法人

- 3. 経営健全化方針の策定に当たっての留意事項 経営健全化方針の策定に当たっては、以下の点に留意されたい。
- (1)経営健全化方針の策定主体は地方公共団体であるが、当該法人、当該法人の他の出資者及び利害関係者と調整を行った上で策定すること。
- (2) 地方公共団体は、当該法人の経営・資産債務の状況を把握した上で、当該 法人が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等についての評価 を行う必要があるが、評価にあたっては、外部の専門家等から構成される委 員会等を設置することも検討されたいこと。
- (3) 一つの法人について複数の地方公共団体が出資している場合には、各地方 公共団体において法人への関わり方が異なることも想定されるが、経営健全 化方針の策定に当たっては、地方公共団体間で調整し、整合性を確保するこ と。
- (4) 議会への説明と住民への情報公開を行い、経営健全化方針の内容について 理解を得ることが必要であること。

### 4. 策定した方針の進捗管理

策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に 把握し、評価を行っていく必要がある。この評価にあたっても、外部の専門家等 から構成される委員会等を設置することも検討されたいこと。

- 5. 経営健全化方針の策定・公表期限 平成31年3月31日までに策定し公表されたいこと。
- 6. 国における策定状況等の取りまとめ

総務省においては、経営健全化方針の策定の推進に資するよう、策定状況を調査し、その結果を取りまとめ、個別団体ごとに公表する予定である。

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、 当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

#### 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日

作成担当部署

#### 2 第三セクター等の概要

法人名

代表者名

所在地

設立年月日 資本金

業務内容

千円 【 当該地方公共団体の出資額(出資割合)

千円(

% ) ]

#### 3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

指針:第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与を踏まえて記載

法人の経営状況や財政的なリスクの現状口

地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況口

#### 4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針:第3.2 抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載

指針の別紙2に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討口 (事業そのものの意義、採算性の判断を踏まえ、事業手法の選択等を行う)

#### 5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

指針第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載

法人自らによる経営健全化のための具体的な対応

地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応口

財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール

ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針

#### (参考)

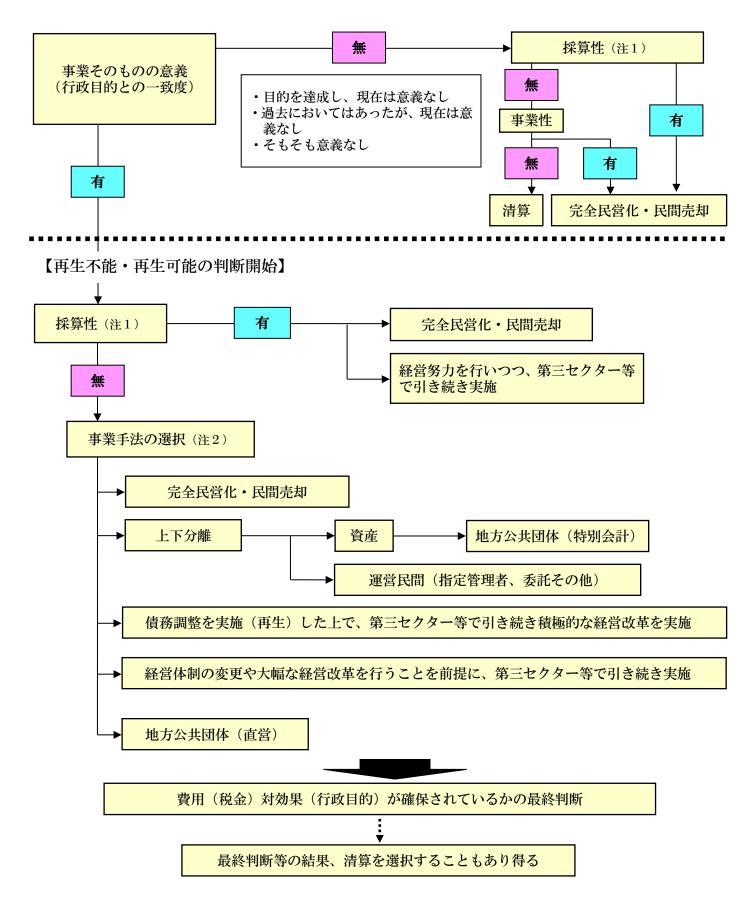
### 6 法人の財務状況

貸	項目	金額(千円)			
借	タロ 一	(N-2)年度	(N-1)年度	N年度	
対	資産総額				
ניא	(うち現預金)	( )	( )	( )	
照	(うち売上債権)	( )	( )	( )	
表	(うち棚卸資産)	( )	( )	( )	
	負債総額				
か	(うち当該地方公共団体からの借入金)	( )	( )	( )	
b	純資産額				

※ 法人の形態に従って適宜書き換えること

損	項目	金額(千円)			
益		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度	
計	経常収益				
	経常費用				
算	経常損益				
書	経常外損益				
	当期純損益				
か					
ò					

# 【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



- (注1) 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。
- (注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

### 15 第三セクター等の経営健全化の推進等について(総務省通知)

総 財 公 第 101 号 平成 2 6 年 8 月 5 日

各都道府県知事 各都道府県議会議長 各指定都市市長 各指定都市議会議長

総務大臣 新藤 義孝

第三セクター等の経営健全化の推進等について

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、総務省においては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)の全面施行等を踏まえ、平成21年度から平成25年度までの間に「第三セクター等の抜本的改革」を集中的に推進したところです。

「第三セクター等の抜本的改革」の集中的な推進は、全国的には相当の成果をあげたことから、当初の予定どおり平成25年度末をもって一区切りとしました。

しかし、地方公共団体は自らの財政規律の強化を不断に図っていくことが重要であり、平成26年度以降においても、関係を有する第三セクター等について自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むことが必要となります。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)においても、地方財政改革の推進のために、「公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。」こととされているところです。

特に、第三セクター等の財政的なリスクを正確に把握していない地方公共団体 や同リスクが潜在的に極めて高い水準に達している地方公共団体等にあっては、 当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが求 められます。

また、人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化等を始めとする現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門においても民間の資金やノウハウの活用により、経済再生・地域再生と財政健全化の両立を図ることも重要です。

第三セクター等は、健全な経営が行われる場合には、公共部門において民間の 資金やノウハウを活用するための有力な手法の一つとなるとともに、経営が好調 な場合には投下した資金を上回る経済効果をあげることが可能であり、また、市 町村の圏域を越えた活動が可能であること等の長所も有しているところです。こ のため、地方公共団体は、適切な経営が行われることを前提として、第三セクタ 一等を活用した経済再生・地域再生等について検討することも重要です。

これらのことを踏まえて、今般、総務省においては「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定しました。各地方公共団体におかれては、同指針の内容に十分留意の上、自らが関係する第三セクター等について、効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組まれるようお願いします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

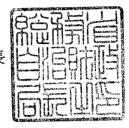
なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、 各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

総財公第 102 号 平成26年8月5日

各都道府県知事各都道府県議会議長各指定都市議会議長

殿

総務省自治財政局長



第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について

標記については、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成 26 年8月5日付総財公第101号総務大臣通知)により、各地方公共団体が第三セクター等の効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組まれることを要請しているところです。

これを踏まえて、総務省においては、第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインとして、別添のとおり「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定しました。各地方公共団体におかれては、指針の内容に十分留意の上、適切な対処をお願いします。

なお、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(平成 21 年 6 月 23 日 付総財公第 95 号) は、廃止します。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、 各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。 本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項(技術的

4

な助言)に基づくものです。

#### 第三セクター等の経営健全化等に関する指針

#### 第1. 本指針の基本的な考え方

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等(第三セクター及び地方公社(注1))は、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。地方公共団体は、関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任により徹底した効率化・経営健全化等についての取組を進め、もって財政規律の強化に努めることが必要である。

特に、地方公共団体が損失補償を行っている第三セクター等の債務については、第三 セクター等の経営状況が著しく悪化している場合には、将来的に地方公共団体に多額の 財政負担が生じるおそれがある。第三セクター等の抜本的改革(注2)を必要とする状 況にありながらも、取組が遅れている地方公共団体にあっては、抜本的改革を含む経営 健全化について、速やかに取り組むことが求められる。

一方、人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化等を始めとする現下の社会経済情勢においては、地方公共団体の区域を超えた施策の展開、民間企業(第三セクター等以外の企業をいう。以下同じ。)の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保、公共性、公益性が高い事業の効率的な実施等が強く期待されるところであり、第三セクター等はそれらを実現するための有効な手法となる場合がある。

各地方公共団体におかれては、これらの点を踏まえて、出資(原則として25%以上)を 行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的 な立場を確保していると認められる法人を対象として、効率化・経営健全化と地域活性 化等に資する有意義な活用の両立に取り組まれるよう留意されたい。

#### (注1)

本指針において、「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出えん(以下単に「出資」という。)を行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。)並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとする。

#### (注2)

「第三セクター等の抜本的改革」とは、第三セクター等が行っている事業そのものの 意義(必要性、公益性)、採算性等について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手 法の選択について、第三セクター等の存廃を含めて判断を行うことをいう。

#### 第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与

地方公共団体は、以下の点に留意して、第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である。

- 1 経営状況等の把握、監査、評価
- (1) 地方公共団体は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下、「健全化法」という。)の趣旨を踏まえ、関係する第三セクター等の現在又は将来の経営状況や資産債務の状況について、適切に把握を行うことが必要である。その際、同法の損失補償債務等負担見込額の算定基準等に基づくことが適当であり、また、その法人形態や行う事業の特性にも留意するべきである。

特に、当該第三セクター等に関する地方公共団体の現在及び将来における財政的リスク(詳細は第2.4(公的支援(財政支援)の考え方)を参照)について、別紙1 も参考として、適切かつ簡明な把握を行うことが必要である。

第三セクター等の経営状況等の正確な把握を行うためには、当該第三セクター等の 財務諸表の適正性の確保が前提となるため、当該法人の形態等に応じた適切な会計基 準を適用することが重要である。

また、資産(販売用資産、事業用資産等)については、時価額や売却の可否等について、当該資産の実情や特性を踏まえた適切な手法と水準で把握することが望ましい。

(2) 地方公共団体の長は、第三セクター等に対する財政援助についての監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項前段)、出資法人に対する監査(同項後段)及び外部監査制度(同法第252条の37第4項等)等により、第三セクター等の経営や公的支援の実態を把握し、監査結果については議会・住民に対して説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである。

また、一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人は、 法令に基づき会計監査人の監査を受けることが義務付けられていることに留意する とともに、それ以外の第三セクター等についても外部の監査を積極的に活用すること が望ましい。

(3) 地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。

評価に当たっては、外部の専門家の意見等も参考としつつ、第三セクター等が行う 事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査するとともに、第三セクター等以外の事業手法との比較も行い、最終的な費用対効果に留意することが必要である。その際、当該第三セクター等の「存続(事業継続)の前提となる条件」(ゴーイング・コンサーン)の明確化に取り組むことが望ましい。

なお、地方公共団体は、これらの評価に先立って第三セクター等が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。

(4) 第三セクター等の経営状況等について把握、監査、評価を行った結果、現在又は将来における経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要である。

2 議会への説明と住民への情報公開

地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標(経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等)、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。

そのためには、地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成 し公表することや、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導す ること等も有効であると考えられる。

また、第三セクター等の他の出資者及び利害関係者(債権者、取引先等)に対しても、経営状況等について十分な説明が行われ、理解が得られるように努めることが求められる。

- 3 経営責任の明確化と徹底した効率化等
- (1) 第三セクター等は、地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、第三セクター等の経営責任は経営者に帰するものである。

経営者は、第三セクター等の経営が悪化した場合等には、民事・刑事上の法的責任 追及が行われる可能性があり得ることを十分に認識した上で、第三セクター等の経営 に当たることが必要である。

(2) 地方公共団体は、第三セクター等の役職員の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることが必要である。

第三セクター等の事業内容、他の出資者及び利害関係者との関係等により、地方公共団体の長や職員が役員に就任する場合にあっては、その職責を果たし得るのか、十分に検討を行うことが求められる。

また、地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合にあっては、当該第三セクター等が必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要である。

- (3) 地方公共団体は、第三セクター等の役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要不可欠である。
  - また、第三セクター等の内部における組織体制、責任、服務、会計及び資金の管理・ 運用等の経営上の重要事項について、あらかじめ当該地方公共団体としての指導・監 督方針や基準を策定し、明確にしておくことが望ましい。
- (4) 地方公共団体は、第三セクター等の経営において、民間の資金やノウハウを可能な 限り活用するように留意するべきである。このような観点から、当該第三セクター等

の経営が設立当初から良好である場合はもとより、設立当初には収益が上がらなくと も、将来的には収支が均衡し、継続的に自立した経営を行う見込がある場合には、完 全な民営化(地方公共団体からの出資の解消)を視野に入れた経営のあり方について も検討することが望ましい。

(5) 地方公共団体は、第三セクター等の資金調達について、4 (公的支援(財政支援) の考え方)に記載する公的支援(財政支援)の考え方も踏まえ、地方公共団体の信用力に依存するのではなく、徹底した情報開示を前提とした上で、自立的に行われるように留意するべきである。

#### 4 公的支援(財政支援)の考え方

#### (1) 基本的な考え方

第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人である。その経営は原則として当該第三セクター等の自助努力により行われるべきであるが、性質上当該第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないものと考えられる。

公的支援を行う場合にあっても、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要である。このため、地方公共団体と第三セクター等の間で、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが必要である。その際には、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、法人形態、「存続の前提となる条件」(ゴーイング・コンサーン)等を踏まえた検討を行うことが求められる。

なお、地方公共団体が第三セクター等に対する事実上の支援として行う業務委託等 や、地方公共団体が給与等を負担する職員の出向等についても同様に取り扱うことが 必要である。

#### (2) 損失補償(債務保証を含む。)

地方公共団体が第三セクター等の債務について行う損失補償(地方道路公社及び土地開発公社に対する債務保証を含む。以下同じ。)は、将来的にはその一部又は全部を負担する可能性を有するものである。特に、多額の損失補償を行う第三セクター等が経営破たんした場合には、当該地方公共団体は巨額の債務(財政負担)を負うという特別なリスクが存在する。

加えて、第三セクター等に対する金融機関等による資金調達面からのガバナンスが 希薄となるため、本来は存続困難な事業が存続したり、第三セクター等、地方公共団 体、金融機関等の間で適切なリスク分担が行われないなどの問題を有する。

このため、地方公共団体が第三セクター等に対して公的支援を行う場合には、債務について損失補償を行うべきではない。これは、既に地方公共団体が損失補償を行っ

ている債務の借換えを行う場合や政府関係機関等が第三セクター等に対して貸付けを行う場合にも同様である。

また、既存の損失補償債務についても、地方公共団体は適切な把握及び管理を行うとともに、計画的に削減することが必要である。

他の方策による公的支援では対応困難であるなど、真に必要やむを得ず損失補償を行う場合には、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由・必要性、対象債務の返済の見通しとその確実性、健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額、損失補償を行っている債務(財政負担)を当該地方公共団体が負うことになった場合の影響等を記載した調書を調製した上で、議会・住民等に対して明らかにし、理解を得るべきである。

#### (3) 短期貸付け

地方公共団体が第三セクター等に対して短期貸付け(同一年度に貸付けと返済の双方が行われる貸付け)を反復かつ継続的に実施することは、本来は長期貸付け又は補助金の交付等により対応するべきであって制度の趣旨を逸脱しており、他の方策による公的支援に移行することが必要である。

また、短期貸付けは、損失補償と同様に、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、避けるべきである。

特に、短期貸付けの出納整理期間における返済を恒常的に行っている場合には、予 算単年度主義の原則や健全化法の趣旨に反している。このような不適切な取扱いを行っている地方公共団体は、法の趣旨を十分に踏まえ、速やかに見直すことが強く求め られる。

#### (4) 長期貸付け

地方公共団体が第三セクター等に対して行う長期貸付けについては、一般的に、損失補償や短期貸付けと比べれば地方公共団体の財政的リスクは低いものと考えられるが、一の年度に多額の償還が見込まれる場合や地方債(いわゆる「貸付金債」)を財源としている場合等には、長期貸付けを行う第三セクター等の経営の著しい悪化が地方公共団体の財政運営に大きな影響を及ぼすおそれがあることに留意することが必要である。

#### (5) 出資(増資を含む。)

地方公共団体が第三セクター等に対して行う出資(増資を含む。)は、公的支援の 手法としては、地方公共団体には既に行った出資が毀損すること以上の財政負担が生 じることはないという特性を有し、また、出資額に応じた権利等が生じる場合が多い。 このため、第4(第三セクター等の設立)において詳述する公と民の役割やリスク 等の分担の考え方と公的支援としての意義の双方を勘案して、出資の是非・規模等を 判断することが必要である。 なお、第三セクター等のガバナンスを強化するため、地方公共団体が出資者として 負う責任はあくまでも出資の範囲内であることを、当事者間はもとより、利害関係者 等に対しても明確にしておくことが重要である。

また、地方債(いわゆる「出資金債」)を財源として出資を行っている場合においては、(4)(長期貸付け)と同様、出資を行う第三セクター等の経営が破たんした場合等には出資金債の繰上償還等が求められ、当該地方公共団体の財政運営に大きな影響を及ぼすおそれがあることに留意することが必要である。

#### (6) 長等の私人としての債務保証

地方公共団体の長等が私人としての立場で第三セクター等の債務を保証することは、公職としての立場での契約と混同されるおそれがあるため、行うべきではない。 現在このような契約を行っている場合には、早急に是正することが必要である。

#### 第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化

地方公共団体が経営状況等の把握に努めた結果、現在又は将来の経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要である。特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討することが強く求められる。

地方公共団体は第三セクター等の経営健全化、特に抜本的改革を含む経営健全化に取り組む場合には、以下の点に留意することが必要である。

#### 1 第三セクター等の経営健全化についての役割分担

- (1) 第三セクター等の経営は、地方公共団体から独立した事業主体として、自らの判断 と責任に基づいて遂行することが原則であるが、経営が悪化した場合の経営健全化、 特に、抜本的改革については、事業の公共性、公益性、地方公共団体が行う公的支援 による財政的リスク等を踏まえて、地方公共団体が主導することが必要である。
- (2) 地方公共団体は、第三セクター等が経営悪化に至った主たる要因が、公共性、公益性が高い事業を行ったことにより生じた損失以外である場合には、財政支援は行うべきではない。

また、第三セクター等が公共性、公益性が高い事業を行っていたとしても、財政支援の前に経営の効率化、合理化の余地について検討し、速やかに取り組むことは当然である。

#### 2 抜本的改革を含む経営健全化

(1) 以下の基準に該当する第三セクター等については、地方公共団体が抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべき対象とすることが適当である。

- ① 公共性、公益性が喪失したか、著しく低下したもの。
- ② 他の事業手法(例えば、地方公共団体の直営、民間企業への委託等)と比べて費用対効果が乏しいもの。
- ③ 実質的に(事業の内容に応じて時価で評価した場合に)債務超過であるもの。
- ④ 地方公共団体が多大な財政的リスクを有するもの。具体的な基準を一律に設定することは困難であるが、一つの目安として、地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準(標準財政規模と比較して都道府県は3.75%、市町村は11.25%~15%)に達している場合には、多大な財政的リスクを有するものとして取り扱うことが適当である。(別紙1参照)
- ⑤ 「存続の前提となる条件」(ゴーイング・コンサーン)を満たさなくなったもの。
- (2) 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化について、地方公共団体は、別紙フローチャートの手順により検討を行うことが適当である。(別紙2参照) なお、フローチャート中の「採算性」の判断に当たって、以下の基準に該当する第
  - 三セクター等については、原則として採算性が無いものと判断することが適当である。 ① 損失補償を行っている第三セクター等(地方道路公社及び土地開発公社を除く。)
    - で、損失補償債務等についての一般会計等負担見込額の算定に関する基準(平成20年総務省告示第242号)における標準評価方式において損失補償債務がB~Eと評価されたもの、又は個別評価方式においてその算入割合が30%以上とされたもの(B~Eは負担額の算入割合の基準であり、破たん可能性ではないことに留意が必要。)。
  - ② 損失補償を行っていない第三セクター等(地方道路公社及び土地開発公社を除く。) で、次のいずれかに該当するもの。
    - ア 経常収支が赤字のもの。地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合はその額を控除の上、判断すること。
    - イ 債務超過であるもの。含み損のある資産を保有している場合はそれを反映の上、 判断すること。
    - ウ 債務の元利償還がある場合、当該償還費の10%以上を地方公共団体からの補助 金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの。
  - ③ 地方道路公社 料金収入が管理運営費(借入金利息を含む。)に満たない不採算路線を有するもの。
  - ④ 土地開発公社 損失補償を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているもの、又は保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるもの。
  - (3) 地方公共団体の長は、第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化の検討に当たり、関連予算の議決、地方公社の解散、和解契約の締結等の局面で議会の議決が行

われることに留意の上、議会・住民等に対して以下に掲げる事項について十分に明らかにすることが適当である。

- ① 事業採択から現状に至った経緯と責任
- ② 当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を行うに当たって、最善と考えられる選択(手法)とその理由
- ③ 事業の整理(売却・清算)又は再生を選択し、それに伴い損失補償の履行等を行 う必要がある場合にはその旨と財源
- ④ 他の出資者及び利害関係者との費用分担の考え方
- (4) 地方公共団体は、第三セクター等の抜本的改革を行った結果、第三セクター等が行っていた事業を地方公共団体又は別の第三セクター等に引き継ぐ場合には、当該事業が地方公共団体の財政に及ぼす影響等を勘案の上、経営状況、資産管理状況等を議会・住民等に明らかにすることが必要である。

#### 3 債務調整を伴う処理策

- (1) 地方公共団体が債務調整を伴う処理策を実行する場合には、手続き、内容等についての公平性、透明性等を確保することが必要である。このため、債務調整に当たっては、法的整理や私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順、特定認証紛争解決手続等の一般に公表された債務処理の準則等について、各手法の特性を十分に理解した上で、活用を図ることが適当である。
- (2) 地方公共団体は、第三セクター等に対する公的支援についての第2.4 (公的支援 (財政支援) の考え方) の考え方を踏まえ、処理策の実行においても新たな損失補償 は行うべきではない。

また、当該第三セクター等の債務を地方公共団体が代わって引き受ける免責的債務 引受は、既に付した損失補償債務の範囲内であって、当該債務の短期かつ確実な履行 のため等の特別な理由がある場合を除き、行わないことが適当である。

さらに、地方公共団体の長等が個人保証を行っている場合に、個人の限度を超えた 負担が求められることにより、抜本的処理策推進の阻害要因となることがないよう、 関係者間で必要な調整が行われるべきである。

#### 第4. 第三セクター等の設立

第三セクター等の設立等については、以下の点に留意して検討を行い、事業を行うために最も適切な手法・法人形態等を選択し、実施体制を構築することが必要である。

(1) 地方公共団体が、公共性、公益性と採算性を併せ持つ事業を実施する手法を選定する場合には、事業そのものの地域における意義や必要性、収支等の将来見通し、費用 対効果等について検討を行い、第三セクター等以外の事業手法も含めて具体的な比較 を行うことが必要である。

検討に当たっては、外部の専門家の意見を聴取すること等により、客観性、専門性の確保に特に留意した上で、将来の需要予測、事業計画の策定等を行うことが強く求められる。事業実施ありきによる収支の辻褄合わせは厳に行うべきではない。

- (2) 役割を終えた第三セクター等については、整理や地方公共団体の関与の解消等を検討するべきである。このことを踏まえて、地方公共団体は当該第三セクター等の「存続の前提となる条件」(ゴーイング・コンサーン)を設立の際に明らかにしておくことが適当である。
- (3) 地方公共団体と第三セクター等が一体的なものであるとの誤解や、地方公共団体が 第三セクター等の債務等について暗黙の保証を行っているとの誤解等を他の出資者、 利害関係者から受けることがないように、それぞれの法的責任及び財政的負担の範囲 を明確に示しておくことが必要である。
- (4) 検討の結果として、「第三セクター等」という事業手法を採用した場合には、当該 事業・住民サービスを第三セクター等の方式で行う理由、地方公共団体の負担・リス ク等の見込み等について、議会・住民や利害関係者等の理解を得ることが必要である。
- (5) 新たに設立する第三セクター等に対して地方公共団体が行う公的支援については、 第2.4 (公的支援(財政支援)の考え方)に記載されている内容に十分に留意する ことが必要である。
- (6) 第三セクター等の資金調達については、地方公共団体の財政健全化と当該第三セクター等の自主的な経営の観点から、地方公共団体の信用に依存するのではなく、第三セクター等が行う事業自体の収益性に着目した資金調達(プロジェクト・ファイナンスの考え方に立った資金調達)を始めとする自立的な資金調達を基本とするべきである。地方公共団体は、特に公共性、公益性が高い事業を除き、投入した資金を事業収入により回収することが困難と認められる場合には、第三セクター等による事業化を断念するべきである。
- (7) 第三セクター等の設立に当たっては、当該第三セクター等が安定的に経営を継続することが可能となる規模の資本を確保することが必要である。資本のうち、地方公共団体が出資する額の検討に際しては、事業の公共性、公益性とともに、できる限り民間活力を活用することを検討するべきである。

なお、地方公共団体が経営に関し主導的な地位を確保するべき場合には、必要な割合の出資を行うことが必要である。

#### 第5. 第三セクター等の活用

人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化、国・地方を通じた厳しい財政状況を始めとする現下の社会経済情勢においては、単独の地方公共団体が自ら直接に事務事業を執行する手法のみによっては、地域住民が必要とする住民サービスの提供、施策の展開等が困難となってきている。地方公共団体の区域を超えた施策の展開、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保等が強く期待されるとともに、行政が担うべき分野全般においても、より効率的な業務の執行が求められている。

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、これらの課題を克服していく上で、有効な手法となる場合がある。地方公共団体は、本指針においてこれまで述べてきた事項に十分に留意しながら、第三セクター等が有する以下のような長所を踏まえ、有効に活用することが望ましい。

#### 1 地方公共団体の区域を超えた活動

現状では、第三セクター等は、複数の地方公共団体がそれぞれの区域を超えて共同で 事業を実施するための簡便で有効な手法の一つである。

第三セクター等を活用した場合には、一部事務組合や広域連合等の他の広域的な枠組みと比べて、広域的な事業の開始(第三セクター等の設立)と終了(第三セクター等の解散)が簡便な手続きで行うことができること、事業の運営の多くが第三セクター等の自主性や関係者の合意等に委ねられていること等により、事業を機動的、弾力的に行うことが可能である。

#### 2 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施

民間企業の立地が期待できない地域(特に、中山間地域、離島等)においては、第三セクター等は、産業振興、地域活性化等に取り組むための有効な手法となる場合がある。 民間の資金やノウハウを適切に活用し、地域の特産品の製造・販売、観光施設等の経営、地域おこしに関わるイベントの企画等に取り組むことが考えられ、また、収益を住民サービスに還元することも可能である。

初期投資(イニシャルコスト)等は地方公共団体が負担しながらも、第三セクター等が経営の安定により地方公共団体の関与・支援を必要としなくなった場合には、地方公共団体との関係を解消(地方公共団体の出資の返還、保有株式の買い取り等)するなど、第三セクター等という手法を法人が自立的な運営が可能となるまでの過渡的な事業手法として取り扱うことも可能である。

#### 3 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

まちづくり、福祉、インフラの提供、地域活性化等の事業について、第三セクター等が民間企業と同様の機動的、効率的な経営手法で行政の補完・代行機能を果たすことにより、地方公共団体が直接実施するよりも効率的に、或いはユニークな形で行うことが可能となる場合がある。

特に、公共施設、インフラ等の維持・管理、運営等については、地方公共団体が直接

実施するよりも、第三セクター等が事業を行うことにより、効率化が図られ、新たな価値が生み出される事例が見受けられるところである。現在、多くの第三セクター等が PFI 事業における選定事業者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 2 条第 5 項)や指定管理者(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項)として、地域において一定の役割を果たしている。

また、これらの事業について、民間企業を事業実施主体とするのでは、公共性、公益性の担保について、議会・住民等の理解や支持が得られにくいことがあり、このような場合に、第三セクター等が主体となることで、確実かつ円滑な進捗が可能となることが考えられる。

#### 第6. その他

#### 1 市町村に対する都道府県の支援

都道府県にあっては、市町村の第三セクター等について、市町村が行う抜本的改革を含む経営健全化を始め、設立、運営等について実効性のある支援を行うことが必要であり、先進事例の紹介、企業会計に精通した人材のあっせん、助言や情報提供等を行うべきである。

#### 2 関係府省の支援

地方公共団体は、地方公社、林業公社を始め、国の施策に関連して設立された第三セクター等について、抜本的改革を含む経営健全化の取組を行う場合には、関係府省による地方公共団体に対する支援策を有効に活用することが適当である。

#### 3 インフラ老朽化対策への対応

「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日付インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)において、地方公共団体は、自らが出資等を行っている各インフラの管理者に対し、必要に応じて行動計画及び個別施設計画の策定等を要請すること等が求められている。地方公共団体は、このことを踏まえて、関係する第三セクター等に対して、適切な要請、助言、支援等を行うことが必要である。

#### 4 先進的事例の活用

地方公共団体が第三セクター等の効率化・経営健全化と活用に取り組む場合には、先進事例を参考とすることが有効である。

総務省においては、先進的取組の事例を整理し、紹介する予定である。地方公共団体におかれては、このような情報も参考として、適切に取組を進められたい。

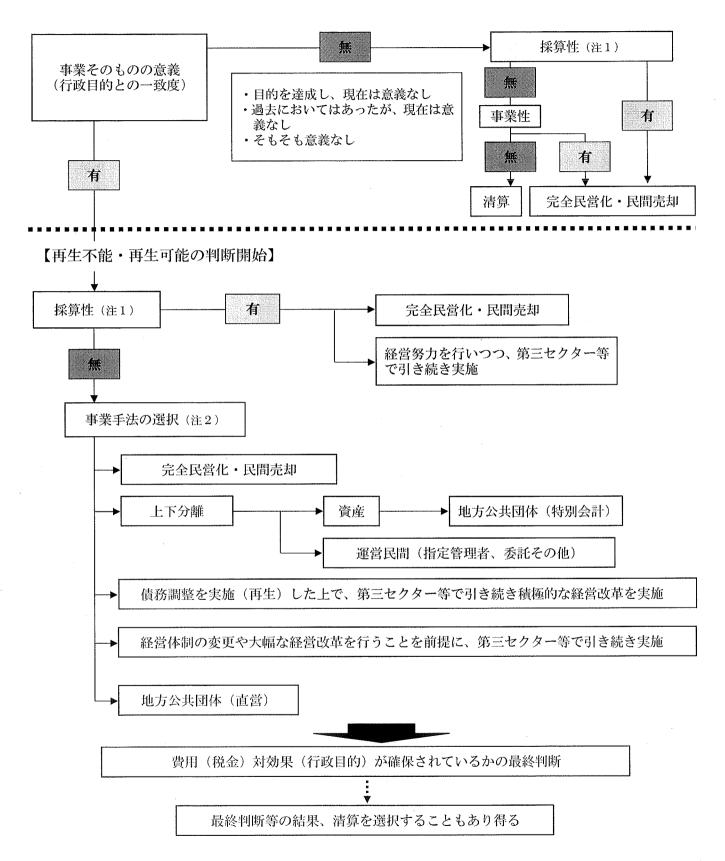
# 別紙1

# 第三セクター等破たん時の財政的リスクの認識方法

1. 債権・出資金の放棄額 地方公共団体にとって当該年度の財源は不要	であるが資産が減少するものである。
① 長期貸付金	
② 出資金	計
2. 当該年度に財源を要する財政的リスク 破たん時(破たん年度)に地方公共団体が負担	望する可能性がある財政的リスクである。
① 損失補償・債務保証	
② 短期貸付金	計
β標準	財政規模
3. 財源が手当できない可能性がある財政的リ 上記β から第三セクター等による弁済や財源3 て財源手当ができない場合には実質赤字額とな	
① 第三セクター等の弁済可能額(※)	
② 地方公共団体の財政調整基金額	計
$\begin{bmatrix} \beta & y \\ - \begin{bmatrix} 1 & 1 & 1 \\ 1 & 1 & 1 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 1 & 1 & 1 \\ 1 & 1 & 1 \end{bmatrix}$	δ 標準財政規模
※破たん時に弁済可能なもののみ(預貯金や速やかな売なお、土地等については破たん時に適切な価格で売劫	
4. 将来的なリスクを見込んだ財政的リスク 現在の財政的リスクに今後の赤字見込額や金 負担する可能性がある(場合によっては実質赤字	利増加額を加算したもの。将来的に地方公共団体が Pとなる可能性がある)財政的リスクである。
る 毎年度の赤字見込額合計 + +	毎年度の金利負担額合計 (金利上昇の場合も想定) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	票準財政規模

※長期貸付金のうちN年度までの返済を見込んでいる場合には必要に応じて赤字見込額に含めるべきである。

### 【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



- (注1) 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。
- (注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

# 10 (資料)市町村別土地開発公社の状況一覧

O 金額 (百万円)

	<u> </u>	(a)R2末保有額計			(c)5年以上保有額					(e)
番号	設立団体								10年以上	(e) 標準財政
7			(b)うち 債務保証等	b/e		c/e	(d)うち 債務保証等	d∕e	保有額	規模
1	川越市	8,395	7,681	11.7%	5,730	8.7%	5,293	8.0%	4,583	65,885
2	熊谷市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	40,894
3	川口市	5,842	2,772	2.5%	5,778	5.2%	2,772	2.5%	5,778	110,466
4	行田市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	17,374
5	所沢市	174	174	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	60,930
6	飯能市	1,171	0	0.0%	1,171	6.5%	0	0.0%	1,171	18,046
7	春日部市	6,439	6,439	14.4%	6,439	14.4%	6,439	14.4%	6,439	44,837
8	狭山市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	28,237
9	鴻巣市	386	160	0.6%	386	1.6%	160	0.6%	386	24,818
10	深谷市	28	0	0.0%	28	0.1%	0	0.0%	13	30,550
11	草加市	3,067	0	0.0%	2,970	6.5%	0	0.0%	2,496	45,382
12	越谷市	5,983	5,636	9.0%	5,983	9.5%	5,636	9.0%	5,983	62,827
13	蕨市	2,595	2,595	17.5%	2,595	17.5%	2,595	17.5%	2,595	14,867
14	戸田市	4,311	2,210	7.1%	4,013	12.9%	2,210	7.1%	3,883	31,141
15	入間市	228	0	0.0%	228	0.9%	0	0.0%	197	26,660
16	朝霞市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	25,585
17	桶川市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	14,661
18	北本市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	13,020
19	八潮市	361	254	1.4%	352	1.9%	235	1.3%	342	18,375
20	三郷市	1,446	1,446	5.3%	1,446	5.3%	1,446	5.3%	1,326	27,400
21	蓮田市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	12,718
22	坂戸市	2,317	0	0.0%	2,317	12.1%	0	0.0%	2,317	19,131
23	幸手市	2,477	446	4.2%	2,477	23.5%	446	4.2%	2,477	10,552
24	吉川市	749	0	0.0%	749	5.6%	0	0.0%	749	13,401
25	ふじみ野市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	22,695
26	白岡市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	10,244
27	三芳町	210	167	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	8,593
28	上里町	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	6,259
29	寄居町	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	7,581
30	宮代町	128	0	0.0%	128	1.8%	0	0.0%	128	6,944
31	松伏町	362	232	3.9%	362	6.0%	232	3.9%	362	5,997
	合計	46,669	30,212	3.6%	43,152	5.1%	27,464	3.2%	41,225	846,070

(百万円) 〇 面積

番号	設立団体	供用済 土地	未収金	新規 取得額	処分額
1	川越市	0	0	136	113
2	熊谷市	0	0	0	0
3	川口市	0	0	64	1,123
4	行田市	0	0	0	0
5	所沢市	0	0	208	116
6	飯能市	0	0	0	321
7	春日部市	0	0	0	294
8	狭山市	0	0	0	293
9	鴻巣市	0	0	0	0
10	深谷市	0	0	0	0
11	草加市	0	0	53	414
12	越谷市	0	0	0	1,238
13	蕨市	0	0	0	256
14	戸田市	0	0	88	219
15	入間市	0	0	0	26
16	朝霞市	0	0	0	0
17	桶川市	0	0	0	0
18	北本市	0	0	0	0
19	八潮市	0	0	0	0
20	三郷市	0	0	0	0
21	蓮田市	0	0	0	0
22	坂戸市	0	0	0	0
23	幸手市	200	0	0	0
24	吉川市	0	0	0	0
25	ふじみ野市	0	0	0	1,846
26	白岡市	0	0	0	0
27	三芳町	0	0	118	38
28	上里町	0	0	0	16
29	寄居町	0	0	0	0
30	宮代町	0	0	0	0
31	松伏町	0	0	0	0
	合計	200	0	667	6,314

番号			5年以上 保有面積	10年以上 保有面積
1	川越市	162,312	131,650	117,006
2	熊谷市	0	0	0
3	川口市	14,680	14,489	14,489
4	行田市	0	0	0
5	所沢市	7,908	0	0
6	飯能市	38,036	38,036	38,036
7	春日部市	25,139	25,139	25,139
8	狭山市	0	0	0
9	鴻巣市	1,155	1,155	1,155
10	深谷市	875	875	123
11	草加市	26,571	26,193	20,872
12	越谷市	22,448	22,448	22,448
13	蕨市	3,360	3,360	3,360
14	戸田市	13,464	12,490	11,931
15	入間市	3,359	3,359	3,060
16	朝霞市	0	0	0
17	桶川市	0	0	0
18	北本市	0	0	0
19	八潮市	2,761	2,608	2,462
20	三郷市	11,204	11,204	10,424
21	蓮田市	0	0	0
22	坂戸市	90,671	90,671	90,671
23	幸手市	28,866	28,866	28,866
24	吉川市	28,249	28,249	28,249
25	ふじみ野市	0	0	0
26	白岡市	0	0	0
27	三芳町	1,025	0	0
28	上里町	0	0	0
29	寄居町	0	0	0
30	宮代町	2,903	2,903	2,903
31	松伏町	1,913	1,913	1,913
	合計	486,899	445,608	423,107

(m³)

# 〇 決算状況(損益計算書)

(百万円)

<u> </u>	W 131 B 1W-	八浪皿口:	<u>''                                   </u>							(ロハ)
番号	設立団体	事業収益	事業原価	事業 総利益 (損失)	販売費 及び 一般管理費	事業利益 (損失)	事業外 収益	事業外 費用	経常利益(損失)	当期利益
1	川越市	124	114	10	4	6	25	25	7	7
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	川口市	1190	1123	67	52	15	0	0	15	13
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	116	115	2	0	2	0	2	0	0
6	飯能市	322	321	1	1	0	1	1	0	0
7	春日部市	294	294	0	16	△ 16	33	17	0	0
8	狭山市	294	293	1	0	1	0	0	1	1
9	鴻巣市	6	0	6	1	5	0	0	5	5
10	深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	草加市	419	414	5	2	2	0	0	2	2
12	越谷市	1200	1238	△ 38	15	△ 53	26	4	△ 31	△ 31
13	蕨市	263	256	6	0	6	4	11	0	0
14	戸田市	222	219	3	2	1	4	4	1	1
15	入間市	26	26	0	4	△ 4	2	0	Δ 2	△ 8
16	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	北本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	八潮市	1	0	1	0	0	3	3	0	0
20	三郷市	7	0	7	3	4	1	4	0	0
21	蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	坂戸市	14	3	12	1	11	1	0	11	11
23	幸手市	4	0	4	10	△ 6	7	0	1	1
24	吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	ふじみ野市	1853	1846	7	3	4	0	0	4	4
26	白岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	三芳町	38	38	0	1	0	0	0	0	0
28	上里町	30	16	14	0	13	0	0	14	14
29	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	松伏町	2	0	2	0	2	0	0	2	2
	合計	6,425	6,316	109	118	△ 9	109	71	29	21

# 〇 決算状況(貸借対照表)

(百万円)

番号	設立団体	資産合計	負債合計	資本金	準備金 (欠損金)	資本合計
1	川越市	8,672	7,700	5	967	972
2	熊谷市	144	0	5	139	144
3	川口市	6,026	5,754	5	266	271
4	行田市	108	0	5	103	108
5	所沢市	218	174	5	39	44
6	飯能市	1,244	1,153	1	90	91
7	春日部市	6,454	6,449	5	0	5
8	狭山市	33	0	5	28	33
9	鴻巣市	412	160	3	248	251
10	深谷市	656	15	5	636	641
11	草加市	3,089	2,272	5	812	817
12	越谷市	6,044	5,642	5	398	403
13	蕨市	2,602	2,596	5	1	6
14	戸田市	4,421	4,311	5	105	110
15	入間市	568	0	5	563	568
16	朝霞市	11	0	5	6	11
17	桶川市	526	0	5	521	526
18	北本市	433	0	3	430	433
19	八潮市	475	354	3	118	121
20	三郷市	1,485	1,446	5	33	38
21	蓮田市	3	0	2	1	3
22	坂戸市	3,348	0	5	3,343	3,348
23	幸手市	2,018	1,165	1	852	853
24	吉川市	1,168	0	1	1,167	1,168
25	ふじみ野市	59	0	4	55	59
26	白岡市	3	0	2	1	3
27	三芳町	254	203	5	47	52
28	上里町	1,378	0	5	1,373	1,378
29	寄居町	3	0	3	0	3
30	宮代町	133	128	5	0	5
31	松伏町	418	324	4	90	94
	合計	52,404	39,847	127	12,430	12,557

# 〇 借入金残高の状況

(百万円)

釆		借入金	長期信	昔入金	短期借入金		
番号	設立団体	合計	金融機関	地方 公共団体	金融機関	地方 公共団体	
1	川越市	7,681	0	0	7,681	0	
2	熊谷市	0	0	0	0	0	
3	川口市	5,752	0	0	2,772	2,980	
4	行田市	0	0	0	0	0	
5	所沢市	174	174	0	0	0	
6	飯能市	1,153	0	1,153	0	0	
7	春日部市	6,439	0	0	6,439	0	
8	狭山市	0	0	0	0	0	
9	鴻巣市	160	160	0	0	0	
10	深谷市	15	0	15	0	0	
11	草加市	2,254	0	2,254	0	0	
12	越谷市	5,636	5,636	0	0	0	
13	蕨市	2,595	2,595	0	0	0	
14	戸田市	4,312	0	2,102	2,210	0	
15	入間市	0	0	0	0	0	
16	朝霞市	0	0	0	0	0	
17	桶川市	0	0	0	0	0	
18	北本市	0	0	0	0	0	
19	八潮市	354	254	100	0	0	
20	三郷市	1,446	1,446	0	0	0	
21	蓮田市	0	0	0	0	0	
22	坂戸市	0	0	0	0	0	
23	幸手市	1,164	0	718	446	0	
24	吉川市	0	0	0	0	0	
25	ふじみ野市	0	0	0	0	0	
26	白岡市	0	0	0	0	0	
27	三芳町	198	167	31	0	0	
28	上里町	0	0	0	0	0	
29	寄居町	0	0	0	0	0	
30	宮代町	128	0	128	0	0	
31	松伏町	324	0	92	232	0	
	合計	39,785	10,432	6,593	19,780	2,980	

令和4年1月発行 「令和2年度市町村土地開発公社の現況」 埼玉県企画財政部市町村課公営企業担当